

## 自動精算機 仕様書

本仕様書は、地方独立行政法人市立大津市民病院（以下、「当院」という。）における自動精算機一式の更新に係る調達（以下、「本調達」という。）に適用する。

### 1. 調達物件名

自動精算機 一式

### 2. 調達の目的

当院における医事会計業務の一翼を担う自動精算機は、耐用年数（7年）を超過し、導入から8年目に入っている。

今後、機器故障時の交換部品が調達困難となる状況に陥り、修繕不能になることが想定されることから、病院業務に支障を与えることのないよう当該機器を更新するものである。

### 3. 調達物件及び数量

(1) 自動精算機 4台

(内訳)

- ・ 本館1階 ERおおつ受付窓口横 1台
- ・ 本館2階 医事課会計窓口前 3台

(2) 自動精算機管理端末 2台

(内訳)

- ・ 本館1階 ERおおつ受付窓口内 1台
- ・ 本館2階 医事課事務室内 1台

### 4. 調達物件の機能要件

「自動精算機 機能要件書」（別紙1）のとおり

### 5. 調達物件の保守要件

- (1) 迅速な障害復旧対応が可能な保守体制が整っていること。
- (2) 24時間365日体制のコールセンターを保有していること。
- (3) 障害発生時の連絡窓口は1箇所であること。
- (4) 調達物件については、導入後1年間を無償保守期間とし、7年間は修理対応を保障すること。
- (5) 無償保守期間終了後の保守対応は、別途契約を締結すること。

## 6. 機器の納品、設置

### (1) 調達物件の納品

- ・ 当院が指定する場所へ納品すること。  
(本館1階ERおおつ及び本館2階医事課会計窓口前)
- ・ 納品物一覧表を作成し、当院担当者の検収を受けること。

### (2) 納品期限

令和3年12月31日(金)

※ただし、医事会計システムとの連携テストなどを実施する必要があるため、当院と調整した上で納品、現調の日程を決定すること。

### (3) 搬入、据付、調整等

- ・ 必要に応じて、自動精算機稼働後の立会いを行うこと。事前に、立会いのスケジュールを提出すること。
- ・ 搬入費及び据付調整費についても本調達に含むこと。
- ・ 自動精算機を設置する際は、不要となる機器やケーブルなどを撤去し、当院が指定する場所に整然と設置すること。なお、機器廃棄処分は本業務に含めない。
- ・ 納品物件の搬入、据付、調整等に当たっては、診療業務等に支障を与えないように当院職員の指示に従うこと。万一既設建物等に破損を与えた場合は、当院職員の指示より、納入業者が責任をもって元の状態に復旧させること。
- ・ 納入業者は、病院という特殊性を十分認識し、作業の際には防音対策及び安全性、清潔環境維持に努めること。  
また、市立大津市民病院感染対策マニュアル等に準じた感染防止対策を講じ、万一納入業者が感染症等に感染した場合は、当院の指示に従うこと。